

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

公立大学法人山口県立大学（以下「実施機関」という。）が令和元年（2019年）6月18日付け平成31山県大第154号及び令和元年（2019年）9月25日付け平31山県大第301号で行った公文書の非開示決定（以下「本件各処分」という。）は、妥当である。

なお、本件各処分に対する審査請求に係る諮問は、別表2の「諮問番号/諮問書の日付及び文書番号」欄に掲げるとおり3件であるが、同種の文書の開示請求に係る決定に対する審査請求に係る諮問であり、その請求内容も同一であることから、これら3件を併合して審査した。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、別表1の「請求年月日」欄に掲げる各日付で実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、別表1の「請求内容」欄に掲げる3件の開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件各請求に係る公文書として、別表2の「公文書の件名」欄に掲げる各公文書（以下「本件各公文書」という。）をそれぞれ特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、別表2の「処分番号/決定通知書の日付及び文書番号」欄に掲げる各日付で同表の「処分」欄に掲げる本件各処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 本件各処分の具体的な決定内容

本件各処分の文書ごとの具体的な決定内容については、別表3のとおりである。

5 審査請求

審査請求人は、本件各処分を不服として、処分1及び処分2については令和元年6月20日付け及び処分3については同年9月26日付けで、それぞれ行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件各処分について、処分の取消しを求めるといものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

(省略)

第4 実施機関の説明要旨

(省略)

第5 審査会の判断

1 本件各公文書の内容及び性格

本件各公文書は、実施機関における人事管理に使用するため、実施機関の職員が職務上作成した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条第2号について

条例第11条は、実施機関は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する「法令等の規定により、何人も公開を請求することができることとされている情報」、「公表することを目的として実施機関が保有している情報」、「法令等の規定による許可、認可、届出等に際して実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」及び「公務員の職又は氏名であって、当該公務員の職務の遂行に係る情報に含まれるもの」については、開示をしないことができる情報から除くこととされている。

3 条例第11条第2号該当性について

(1) 条例第11条第2号本文への該当性について

本件各公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、職員の氏名、性別、生年月日、本籍、学歴、前歴及び履歴事項等が記載されていることを確認した。

これらの情報は、職員個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることから、条例第11条第2号本文に該当する。

(2) 条例第11条第2号イからニまでへの該当性について

本件各公文書は、条例第11条第2号イ及びハのいずれにも該当するものではないことは明らかである。

また、本件各公文書は、職員の人事管理を目的に作成された公文書であることから、同号ロにも該当しない。

さらに、本件各公文書に記載されている情報は、職員の人事管理上必要となる、職員個人の身分取扱いに関する情報であり、当該職員の具体的な職務の遂行に直接

結びつく情報とは認められないことから、同号ニにも該当しない。

よって、本件各公文書に記載されている情報は、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、かつ、同号イからニまでのいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

4 部分開示について

条例第12条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に区分することができるときは、その部分を除いて、当該公文書の開示をしなければならない。」と規定している。

しかしながら、本件各公文書は、職員の極めて詳細な個人に関する情報が文書全体に一体的に記載されており、部分開示にはなじまないものと認められる。

したがって、本件各公文書全体を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

5 その他

なお、審査請求人は、実施機関の対応等について、審査請求書及び意見書で種々述べているが、審査会は、条例に基づく実施機関の決定について判断すべきものと考えており、その判断に直接関係しない主張の適否については、判断するところではない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等 別紙のとおり

別表 1

請求番号	請求年月日	請求内容
請求 1	令和元年 6 月 10 日	山口県立大学におけるその歴代の職員の経歴、学歴その就任に至るにいたった関係する文書、公文書記録（平成 9 年 9 月 1 日より現在に至るまでの期間）
請求 2	令和元年 6 月 11 日	山口県立大学職員が山口県立大学へ就任された後、現在の山口県立大学におけるその各地位 役職へと就任をされた経緯に関し、その関係する公文書記録 並び、今までの職歴についての開示請求（県立大学に在任され その期間中の現在に至るまでの期間）
請求 3	令和元年 9 月 19 日	山口県立大学職員における経歴、学歴その関係する文書、公文書記録における開示請求をする。（山口県立大学に着任され、現在に至るまでの期間）

別表 2

請求番号	公文書の件名	処分	処分番号	諮問番号
			決定通知書の日付 及び文書番号	諮問書の日付 及び文書番号
請求 1	歴代の職員に係る「人事記録カード」 ※別表 1 請求 1 の請求内容の内、経歴、学歴に関するもの	非開示	処分 1	諮問 1
			令和元年(2019年) 6 月 18 日付け平成31山県大第154号	令和元年(2019年) 9 月 4 日付け平31山県大第275-1号
請求 2	山口県立大学職員に係る「人事記録カード」 ※別表 1 請求 2 の請求内容の内、職歴に関するもの	非開示	処分 2	諮問 2
			令和元年(2019年) 6 月 18 日付け平成31山県大第154号	令和元年(2019年) 9 月 4 日付け平31山県大第275-2号
請求 3	山口県立大学職員に係る「人事記録カード」	非開示	処分 3	諮問 3
			令和元年(2019年) 9 月 25 日付け平31山県大第301号	令和元年(2019年) 12 月 12 日付け平31山県大第428号

別表 3

処分 番号	公文書の件名	開示をしない理由
処分 1	歴代の職員に係る「人事記録カード」	○条例第 11 条第 2 号該当 個人に関する情報であつて、公表することを目的としておらず、かつ、職員の職務の遂行に係る情報に含まれないため
処分 2	山口県立大学職員に係る「人事記録カード」	○条例第 11 条第 2 号該当 個人に関する情報であつて、公表することを目的としておらず、かつ、職員の職務の遂行に係る情報に含まれないため
処分 3	山口県立大学職員に係る「人事記録カード」	○条例第 11 条第 2 号該当 個人に関する情報であつて、公表することを目的としておらず、かつ、職員の職務の遂行に係る情報に含まれないため

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和元年9月4日	実施機関から諮問を受けた。(処分1、処分2)
平成元年12月12日	実施機関から諮問を受けた。(処分3)
令和2年9月17日	事案の審議を行った。
令和2年12月21日	事案の審議を行った。
令和3年2月9日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	
石 原 詠美子	弁護士	
沖 本 浩	弁護士	会長
高 松 恵 子	司法書士	会長職務代理者
水 谷 芳 昭	公認会計士	

(令和3年2月9日現在)